

営業第7号
平成26年10月10日

特定非営利活動法人 消費者支援ネットワークいしかわ
理事長 橋本 明夫 様

北陸電力株式会社
営業本部 営業部長 多賀 淳二



早遅収料金制度に係る平成26年9月12日付貴法人からの申入書に対する回答について

平素は、弊社事業にご理解を賜り、誠にありがとうございます。貴法人からいただいております、早遅収料金制度に関するお申入れについて、下記のとおり回答させていただきます。

記

1. お申入れに対する弊社の見解

弊社の電気供給約款上、電気料金は早収料金と遅収料金の2つが設定されており、お客さまが支払時期に応じて、早収料金を早収期間内にお支払いされること、または遅収料金を早収期間経過後支払期限内にお支払いされることのいずれかを選択できる制度となっております。

早収期間経過後に料金をお支払いいただいた場合に翌月分の料金に加算される早収料金と遅収料金の差額（遅収加算額）は、当月分について遅収料金を選択されたことを事後的に精算するものであり、遅延損害金ではございません。

また、早収期限日（早収期間の最終日）は、早収料金と遅収料金の適用を区分するための期日であり、電気料金の支払期限ではなく、消費者契約法における支払期日ではございません。

したがって、弊社の電気供給約款「Ⅲ 契約種別および料金」の「15 料金」の規定は、消費者契約法第9条第2号に反するものではないと考えております。

2. 早遅収料金制度の見直しについて

上記のとおり、早遅収料金制度は消費者契約法に違反するものではないと考えておりますが、今後、当該制度のあり方について真摯に検討して参りたいと考えております。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上